

学校法人愛知学院情報公開規程

令和8年4月1日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人愛知学院（以下「本学院」という）及び学校法人愛知学院が設置する学校（以下「設置校」という。）が保有する情報の公開及び開示に関し、必要な事項を定めることにより、本学院の運営及び教育研究等の諸事業の社会的責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営を実現し、構成員による自立的な運営と教育研究の質向上に資することを目的とする。併せて、私立学校法（昭和24年法律第270号）第106条及び第107条の規程にもとづき計算書類等の閲覧に関して必要な事項を定める。

(適用除外)

第2条 本学院の教職員等が業務遂行上、本学院及び設置校が保有する情報を利用する必要がある場合は、当該情報を管理する部課所の責任者の許可を得て、当該情報を利用できるものとし、この規程は適用しない。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 公開 何人も容易に情報を閲覧できるようにすることをいう。
- (2) 開示 この規程に定める開示請求手続きに基づき、情報を開示することをいう。
- (3) 教職員等 本学院の役員並びに本学院及び設置校と雇用関係にある者をいう。
- (4) 学生等 設置校の学生、生徒であって、現に在籍する者をいう。
- (5) 設置校 学校法人愛知学院寄附行為第5条に定めるところの愛知学院大学、愛知学院大学短期大学部、愛知学院大学歯科技工専門学校、愛知高等学校、愛知中学校をいう。
- (6) 保護者 学生等の保証人及び学費支弁者として設置校に届出されている者並びに親権者をいう。

第2章 情報の公開

(社会一般への情報公開)

第4条 本学院及び設置校は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める情報等を本学院及び設置校のホームページ等を通じて、広く社会に公開する。

- (1) 法人及び学校の基本的情報
 - ア 学校法人愛知学院寄附行為
 - イ 建学の精神、使命及び理念
 - ウ 沿革と構成
 - エ 事業目的及び主な事業内容・状況
 - オ 組織構成
 - カ 学生等の入学定員・収容定員及び総定員
 - キ 役員、教職員数、設置校の学生等の人数、施設・設備等の概況等の基礎データ
 - ク 行政機関への設置認可申請書及び設置届出書の設置の趣旨を記載した書類
- (2) 経営及び財務に関する情報

- ア 将来ビジョン、中長期計画等主たる将来計画の概要
 - イ 事業計画書
 - ウ 事業報告書
 - エ 財産目録
 - オ 貸借対照表
 - カ 収支計算書
 - キ 理事、監事及び評議員の名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）
 - ク 役員に対する報酬等の支給の基準
 - ケ 学生等納付金額
- （３）教育研究活動に関する情報
- ア 設置校の学則
 - イ 学部及び大学院研究科の教育上の目的
 - ウ 学部及び大学院研究科の入学者受入れの方針
 - エ 学部及び大学院研究科の教育課程編成・実施の方針
 - オ 学部及び大学院研究科の学位授与の方針
 - カ 国際交流に関する制度と状況
 - キ ファカルティ・ディベロップメントの実施状況
 - ク 大学教員の教育研究業績
 - ケ 開設科目のシラバス（授業内容・到達目標、授業計画、成績評価の方法・基準等を含む。）
 - コ 設置校の志願者数、合格者数及び入学者数
 - サ 各種資格課程取得状況及び各種資格試験の合格状況
 - シ 学位に関する規程
 - ス 研究倫理に関する指針・基準
- （４）評価に関する情報
- ア 本学の自己点検・評価に関する報告書
 - イ 認証評価の結果及びその対応についての報告書
- （５）コンプライアンス等に関する情報
- ア コンプライアンスに関する規程及びガイドライン
 - イ ハラスメント防止に関する規程及びガイドライン
 - ウ 利益相反に関する規程及びポリシー
- （６）内部統制に関する情報
- ア 内部統制システムに関する方針
- （７）ガバナンス・コードに関する情報
- ア ガバナンス・コードおよびその遵守状況
- （８）監査に関する情報
- ア 私立学校法第 56 条第 1 項にもとづく監事の監査報告書
 - イ 私立学校法第 86 条第 2 項にもとづく公認会計士又は監査法人による監査報告書
- （９）学生等に関する情報
- ア 学生等の在籍状況
 - イ 奨学金及び授業料減免等の修学支援制度の概要及び規程
 - ウ 学位授与の状況
 - エ 卒業・修了者に関する状況
 - オ 課外活動団体の活動状況

カ 学生等の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援状況

(10) 公費の助成に関する情報

ア 私立学校振興助成法にもとづく助成額

イ 学外研究資金の受入れの状況

ウ 公費による助成の概況

(11) 情報公開に関する情報

ア この規程及びこの規定に関する手続き及び様式

イ 個人情報保護に関する規程、個人情報保護に関するポリシー

(12) その他

ア 社会一般に公開することを業務執行理事会が承認した情報

- 2 前項により公開する情報のうち、毎年度作成する情報は原則として当該年度を含めて過去3年の情報を、同項第1号クは当該学部等の完成年度まで当該の情報を、同項第3号ケ及びコは最新の情報を公開する。

第3章 情報の開示等

(情報の開示)

第5条 本学院は、次の各号に掲げる利害関係人（以下「開示請求者」という。）から開示請求があったときは、第10条第1項各号の不開示情報に該当する場合を除き、当該各号に定める情報を開示するものとする。ただし、私立学校法第149条による場合はこの限りではない。

- (1) 学生等、保護者、教職員等及び本学院との間で法律上の権利義務関係を有する者（債権者又は債務者） 貸借対照表、収支計算書、事業報告書並びにこれらの附属明細書及び監事の監査報告書（以下第5条（1）情報という。）
 - (2) 学生等、保護者、教職員等及び本学院との間で法律上の権利義務関係を有する者（債権者又は債務者） 財産目録、理事、監事（以下「役員」という。）及び評議員の住所を記載した名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給基準を記載した書類（以下第5条（2）情報という。）
 - (3) 本学院及び設置校に対する寄附者及び寄附を検討している者 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第26条の28の2第1項第2号ロに定める各書類
- 2 前項に規定する情報以外に、本学院は、開示請求者の区分に応じて、当該請求の対象となる情報を所管する部課所等が開示することを承認した情報について開示することができる。
- 3 前2項により開示する情報は、過去3年の情報とする。ただし、本条1項（1）及び（2）により開示する情報は、過去5年の情報とする。なお、学校法人愛知学院文書管理規程に定められた保存年限が3年未満のものは、当該情報の保存年限内のものとする。

(開示請求手続)

第6条 開示請求者は、情報開示請求書（様式第1号）に必要事項を記入し、第19条に定める所定の手数料の支払いと本人確認書類を添えて、請求しなければならない。

- 2 情報開示に係る手続等について、法令その他本学院及び設置校の諸規程等に別段の定めがある場合は、その定めによるものとする。

(受付窓口)

第7条 開示請求者からの請求を受ける窓口（以下「受付窓口」という。）を法務・コンプライアンス室に設置する。

2 受付窓口は、前条の開示請求に必要な書類等に不備があるときは、開示請求者に対し参考となる情報を提供し、その補正を求めた上で、受け付ける。

3 受付窓口は、開示請求書を受け付けたときは、開示請求書の写しを開示請求のあった情報を所管する部課所等に送付する。

（開示等の決定）

第8条 開示請求があったときは、次の各号に掲げる情報の区分に応じ当該各号に定める者（以下「開示決定者」という。）が、当該請求の対象となる情報の全部若しくは一部開示又は不開示（以下「開示等」という。）を決定するものとする。

（1）法人の情報 法人本部長

（2）設置校 各設置校の学長又は校長と協議の上、各部課所の長

2 開示決定者は、前条により受付した日から30日以内（ただし、夏季事務休業日及び年末年始の事務休業日の期間並びに第7条2項の規定により補正を求めた場合であって当該補正に要した期間は除く。）に開示等の決定を行い、開示請求者に情報開示決定通知書（様式第2号）又は情報不開示決定通知書（様式第3号）にて開示等の決定、開示窓口、開示方法、開示期間等を通知するものとする。

3 前項にかかわらず、開示等の決定を更に本学院及び設置校の休日を除く30日以内の期間で延長することができる。この場合において、開示決定者は、書面を持って開示請求者に延長期間、延長理由等を通知するものとする。

（開示等の検討）

第9条 開示決定者は、開示等を検討するに当たっては、当該情報を保有する部課所の長の意見を求めることができる。

2 開示決定者は、必要に応じて有識者等に意見を求めることができる。

（不開示情報）

第10条 開示請求に関わる情報に次のいずれかの情報が含まれている場合は、当該情報を不開示とする。

（1）個人に関する情報であって特定個人を識別できるもの又は特定個人を識別することはできないが、当該情報を公にすることによって個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定又は慣行により公にされている、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該情報が教職員等に関するものであり、その職務の遂行に係る情報のうち、当該教職員等の氏名、職及び職務遂行の内容に係る部分。ただし、公にすることに特段の支障を生ずるおそれがある場合を除く。

（2）法人その他の団体（本法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報で、次に掲げるもの。ただし、法人情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの

イ 公にしないという条件で任意に提供されたもので、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの。また、公にしない等の条件を付すことが情報の性質、当時の状況等に照らし合わせて合理的であると認められるもの

(3) 本学院及び設置校の事業又は事務に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれ及びその他当該事業又は事務の性質上、当該事業又は事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 本学院及び設置校以外の他の機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益を被るおそれのあるもの

イ 本学院及び設置校等の内部又は相互間における審議、検討または協議に関する事項であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれ又は特定の者に不当な利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

ウ 犯罪の予防、鎮圧又は操作その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの

エ 監査、検査、取締り又は試験にかかる事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ、又は違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれのあるもの

オ 契約、交渉、争訟に係る事務に関し、本学院及び設置校の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれのあるもの

カ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの

キ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの

ク 本学院及び設置校の事業に関し、その実施上の正当な利益を害するおそれのあるもの

2 前項の規定は、第4条に定める情報公開に準用する。

(部分開示)

第11条 開示決定者は、開示の決定をした情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に除くことができるときは、開示請求者に対し、不開示情報を除いて開示する。この場合において、開示決定者は、書面を持って開示請求者に不開示部分及び理由等を通知する。

(計算書類、監事の監査報告書及び財産目録等の開示)

第12条 第8条から前条の定めにかかわらず、債権者による第5条(1)情報の開示請求があった場合には、これを開示しなければならず、また、第5条(1)に定める債権者以外の者による第5条(1)情報の開示請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これを開示しなければならない。

2 第8条から前条の定めにかかわらず、第5条第1項(2)に定める者による第5条(2)情報の開示請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これを開示しなければならない。

(情報の存否)

第13条 開示請求に対し、当該開示請求に関わる情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、開示決定者は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与)

第14条 開示決定者は、開示請求に関わる情報に、開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合において、開示等の決定に先立ち、当該情報の内容等に照らし適当と認められるときは、第三者に対し、開示請求に関わる情報の表示並びに意見書の提出及び提出期限等を書面により通知して、意見書を提出する機会を与える。ただし、当該情報に係る第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

2 開示決定者は、前項により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の開示に反対の意見を表示した意見を提出した場合において、開示を決定するときは、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知する。この場合において、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間をおかなければならない。

(開示方法)

第15条 開示は、原則として閲覧により行うものとする。ただし、開示決定者が必要と認めたときは、文書、図面又は写真の写しの交付（郵送による交付を含む。）により、これを行うことができる。

なお、債権者が第5条（1）情報の謄本又は抄本の交付を請求した場合には、これらの交付をもって開示する。

2 開示の決定に基づき開示を受ける者は、窓口における閲覧を行うときには、本人確認書類と開示決定通知書を提示しなければならない。

3 開示を実施する日時は、本学院及び設置校の休日以外の窓口時間内とする。ただし、休憩時間及び閲覧窓口のあるキャンパスで行われる入学試験期間中の開示は行わない。

4 前項にかかわらず、本学院及び設置校は正当な理由があるときは、開示を実施する日時を変更することができる。

(開示時の立ち会い)

第16条 本学院及び設置校は、開示の決定に基づき開示を受ける者の窓口における閲覧に際し、必要に応じて教職員等を立ち合わせることができる。

(開示の決定に基づき開示を受ける者の禁止行為)

第17条 開示の決定に基づき開示を受ける者は、次の行為をしてはならない。

- (1) 資料を汚損若しくは毀損し、又は指定された閲覧場所以外に持ち出すこと。
- (2) 開示決定者が必要と認めたときを除いて、資料を謄写、複写、録音又は撮影すること。

(開示決定の取り消し)

第18条 本学院及び設置校は、開示の決定に基づき開示を受ける者が次の各号のいずれかに該当するときは、開示の決定を取り消し、以後、開示対象となる全ての情報に対してその者からの開示請求に応じない。

- (1) この規定に違反したとき。
- (2) 本学院及び設置校担当者の指示に従わないとき
- (3) 他人（法人や機関を含む。）に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。

(費用負担)

第 19 条 開示請求者又は開示の決定に基づき書面の交付を受ける者は、それぞれ開示請求に関わる手数料として、1 請求につき 600 円の事務手数料、システム手数料及び交付の実施にかかわる実費相当額の手数料を納めなければならない。なお、開示請求の結果、不開示となった場合も含め、既に収めた費用はいずれの場合も返還しない。

第 4 章 異議申立て (異議申立て)

第 20 条 開示等の決定又は開示請求に係る不作為について、当該開示請求者及び第三者は、決定を受領した翌日から起算して 60 日以内に、受付窓口を通じて、開示決定者に対し、異議申立書（様式第 4 号）により異議の申立てを行うことができる。

2 前項にかかわらず、開示等の決定がされた日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、異議申立ての権利は失効する。

3 開示決定者は、当該開示請求者及び第三者から異議の申立てがあった場合は、速やかに、業務執行理事会へ付議するものとする。

4 業務執行理事会は、異議申立てに正当な理由が無い場合、異議の内容が軽微かつ自明のものである場合又はやむを得ない事情がある場合は、当該開示請求者及び第三者からの申立てを棄却することができる。

5 業務執行理事会は、異議申立てが付議されたときは、速やかに、審査会を設置し、当該異議申立てについて諮問するものとし（但し、開示等の決定（開示請求に係る情報の全部を開示する旨の決定を除く）を取消し、又は変更し、当該不服申立てに係る情報の全部を開示するとき（当該開示等の決定について、第三者から反対意見書が提出されているときを除く）を除く）、答申を受けた上で、異議申立てに対する回答を決定する。

6 開示決定者は、異議申し立てを受理してから結果が回答されるまで、開示に関わる執行を停止しなければならない。

（審査会）

第 21 条 前条の審査会は、次のものを持って構成する。ただし、原則として当該請求の対象となる情報において利害関係のある者又はそのおそれがある者は除く。

（1）法人本部長

（2）学外の弁護士 3 名

2 審査会の構成員は、業務執行理事会が任命する。

3 審査会の議長は、構成員の互選によって定める。

4 審査会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 審査会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

6 審査会の議事は、出席構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

7 審査会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

8 審査会は、必要があると認めるときは、開示決定者に対し、当該請求の対象となる情報の提示を求めることができる。

9 開示決定者は、審査会から前項の定めによる求めがあったときは、これを拒んではならない。

10 審査会は、当該異議申立人に意見書又は資料の提出を求めることができる。

- 11 審査会の行う審議の手続きは、公開しない。
- 12 審査会の事務は、当該請求の対象となる情報を所管する部課所等の担当課と法務・コンプライアンス室が協力して分担する。

第5章 補則

(事務)

第22条 この規程に関する事務は、法務・コンプライアンス室が所管する。

(規程の改廃)

第23条 この規程の改廃及び定めのない事項の決定は、業務執行理事会の議を経る。

附則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 本規程の施行により、「学校法人愛知学院財務書類等閲覧規程」（平成22年9月1日施行）及び、「愛知学院大学・愛知学院大学短期大学部情報公開規程」（平成23年4月1日施行）は令和8年4月1日をもって廃止する。